

松原地区体育振興会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は松原地区体育振興会と称する。

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、松原地区住民体育の普及と振興をはかる事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種の体育、レクリエーション大会を開催する。
- (2) 各種団体との連携を強化する。
- (3) スポーツクラブの育成をはかる。
- (4) スポーツについての理解を深めるための催しを行う。
- (5) 健全なるスポーツ、レクリエーションの実技指導を行う。
- (6) 市内社会体育行事に協力する。
- (7) その他本会の目的達成に必要な行事を行う。

第3章 組織及び役員

第5条 本会は、松原地区に居る者を似て会員とする。

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長2名、事務局長1名、事務局次長2名、会計1名、監査2名、理事。
- (2) 役員任期は、1年とし再選を妨げない。

第7条 本会の役員人選は、第6条に基づき理事会において選出し、総会の承認を得なければならない。

第8条 本会の理事は、自治会及び各種団体より選出されたもの及び会長が選出した者とする。

第9条 本会の理事会は、第6条に似なつて構成し日常の会務の執行にあたる。

第10条 会長は、会務を統理し、副会長は会長を補佐し会長が事故あるときは、是を代行する。

第4章 顧問

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は理事会で推薦する。
- (2) 顧問は若干名とし、総会で選出する。
- (3) 顧問は重要事項について会長および理事会で諮問に答える。

第5章 会議

第12条 総会は、年1回(4月)に会長は是を招集する。尚、臨時総会を開催することができる。

第13条 総会の決議事項については、総会の出席者数で構成し多数決とする。

第14条 理事会は、年6回以上開催する。

第15条 理事会の運営をはかるため、5役会議を開催する。(尚、体育指導員は5役の位置づけとする)

第6章 会計

第16条 本会の会費は「分担金、補助金、寄付金、その他」の収入をもって是にあたる。

第17条 本会の事業及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

第7章 付則

第18条 本会の規約改正があるときは、理事で協議し、総会において行う。

第19条 本会の規約は、平成9年4月1日より施行する。

第20条 本会の規約は、平成20年4月1日より施行する。